

明治大学研究データ管理ポリシー

2025年3月5日理事会承認

明治大学（以下「本大学」という。）は、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、その発展に資するため、「明治大学研究者行動規範」に基づき、本大学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、以下のとおり明治大学研究データ管理ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

本ポリシーは、本大学における学術研究の過程で得られる研究データを適切に管理することの原則を示すものであり、法令、資金配分機関や共同研究機関等との契約及び学校法人明治大学の校規等に制約を与えるものではない。

1 定義

(1) 研究データ

本ポリシーが対象とする研究データとは、本大学における研究活動の過程で研究者が収集したデータ、生成したデータ、収集又は生成したデータを解析若しくは加工したデータを指し、電磁的記録か否かを問わない。教育を受ける上で学生が研究以外の目的で収集又は生成したデータは対象外である。

(2) 研究データ管理

研究データ管理とは、研究開始時のデータ管理計画の策定から研究終了後における研究データの公開や破棄までの研究データに関わる活動全般の取扱いを指す。

(3) 研究者

本ポリシーが対象とする研究者とは、常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教員、客員研究員等の呼称又は資金の主たる受給者であるかどうかを問わず、本大学に所属する者又は本大学の名を冠した肩書を使用して研究活動を行うすべての者を指す。

2 研究データ管理の権利と責務

研究データ管理の方針は、当該研究データを用いて研究を実施している研究者が決定することができる。一方で、研究公正の観点から、研究データについて、必要とされるデータを欠損なく揃えておくこと（以下「完全性」という。）、事象や現象を正確に記録しておくこと（以下「正確性」と

いう。)、問題が生じた時に特定できる状態にしておくこと(以下「追跡可能性」という。)は、研究者の責務である。以上のことから、研究データの管理を行う権利と責務は、原則として、当該研究データを収集又は生成した研究者が有するものである。

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データを管理するものとする。

3 研究データの公開又は非公開の判断

研究者は、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略(以下「オープン・アンド・クローズ戦略」という。)に基づき、公開可能なデータであるか慎重に判断しなければならない。そのうえで、可能な範囲内で公開し、利活用に供するものとする。

例えば、研究成果の実装に向け知的財産として保護が必要な研究データを公開することは適切な行為ではなく、研究者は、研究データの正確性・完全性・追跡可能性を担保しながら、オープン・アンド・クローズ戦略を適切に運用する責務がある。

4 大学の支援

本大学は、研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供や研究データの管理に関する情報提供等を行うことにより、研究者が行う研究データ管理の支援に努める。

5 見直し

本ポリシーは、社会情勢や研究活動を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。